

彦根市建設工事等電子入札実施要領

(目的)

第1条 市が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託の条件付一般競争入札および指名競争入札(以下「条件付一般競争入札等」という。)の執行における電子入札の実施に関し必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)その他法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 彦根市契約規則第10条の3第1項に規定する電子入札をいう。
- (2) 電子入札システム 彦根市契約規則第10条の3第1項に規定する電子入札システムをいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 紙入札 電子入札システムを使用せず書面により行う入札をいう。
- (5) 電子くじ 電子入札システムにより入札する者が任意に設定した3桁の数字(以下「くじ番号」という。)および電子入札システムが自動的に発行する乱数を用いて、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、電子入札システムの利用に必要な情報(以下「利用者情報」という。)を電子入札システムに登録しなければならない。

2 前項の規定により利用者情報の登録をした者(以下「電子入札参加者」という。)は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合には、直ちに当該利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 市の入札執行者(以下「入札執行者」という。)が電子入札参加者に送信する電子入札に係る電磁的記録には、彦根市権限者を名義人とする電子署名を付することとし、当該電子署名は、地方公共団体組織認証基盤を運営する地方公共団体情報システム機構が発行する職責証明書を利用するものとする。

2 入札執行者は、職責証明書を格納したICカードを、鍵情報等の破損、紛失、盗難、不正使

用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

3 電子入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、前条第 1 項の規定による利用者情報の登録を行ったものでなければならない。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書を格納したカードで、電子入札システムに対応しているものであること。

(2) 彦根市契約規則第 17 条第 2 項に規定する資格者名簿に登録された電子入札参加者の代表者(電子入札参加者が共同企業体である場合にあっては、代表構成員の代表者)またはその委任を受けた者(以下「代表者等」という。)の名義で取得したものであること。

4 電子入札参加者が市に送信する電子入札に係る電磁的記録には、前項第 1 号に規定する電子証明書による電子署名を付すものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該電子入札参加者の行った入札を無効とする。

(1) 電子入札参加者が代表者等の変更後において変更前の代表者等が登録された I C カードを使用して電子入札に参加した場合

(2) 電子入札参加者が他の電子入札参加者の I C カードを不正に取得し、その名義人になりすまして電子入札に参加した場合

(3) 電子入札参加者が同一の条件付一般競争入札等に対し、故意に複数の I C カードを使用して電子入札に参加した場合

(4) 電子入札参加者の I C カードの使用が不正な目的によるものであると入札執行者が認める場合

(案件登録)

第 5 条 入札執行者は、電子入札システムにおいて条件付一般競争入札等の案件ごとの登録(以下「案件登録」という。)を行う。

2 案件登録の内容は、概要、詳細および日時とする。

3 次の各号に掲げる電子入札に係る日時の設定は、当該各号に定めるところによる。ただし、入札執行者が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 入札書受付開始日時 入札書受付締切日の前日の午前 9 時

(2) 入札書受付締切日時 入札書受付締切日の午後 5 時

(3) 開札予定日時 入札書受付締切日の翌日において入札執行者が指定する時刻

4 前項の規定による日時の算定においては、彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日を除くものとする。

5 案件登録の後、その内容について錯誤が認められた場合においてその内容を修正する必要があるときは、直ちに当該錯誤に係る案件登録の取りやめの処理および修正後の内容の登録(以下「案件登録の修正」という。)を行う。この場合において、当該条件付一般競争入札等の電子入札参加者に当該案件登録の修正を行った旨が分かるような措置をとるとともに、既に手続を行った者がいるときは、当該者に対して案件登録の修正を行った旨を電話等の確実な方法で連絡するものとする。

(開札日時等の変更)

第 6 条 案件登録の後、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電(以下「障害等」という。)のため電子入札システムを使用できない場合または複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合において、障害等の復旧の見込みがあるとき(入札執行者が必要と認めた場合に限る。)は、入札執行者は、開札予定日時等を変更した上で、電子入札参加者に対して開札予定日時等を変更することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、速やかに変更後の開札予定日時等を日時変更通知書(別記様式第 1 号)により通知するものとする。

(紙入札の届出)

第 7 条 案件登録が行われた条件付一般競争入札等の案件について紙入札により入札を行おうとする者は、紙入札参加届出書(別記様式第 2 号)を入札執行者に持参により提出しなければならない。

2 入札執行者は、前項の届出書が提出され、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札の届出を受理するものとする。この場合において、既に行った電子入札システムによる書類の送信および受信は、有効なものとする。

(1) 利用者情報の登録をしていない入札参加資格者が指名競争入札において指名を受けた場合において、ICカードを取得していないために利用者情報の登録を直ちに行うことができない場合

(2) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなったことによりICカードの再発行の手続を行っている場合

(3) 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の手続を行っている場合

(4) 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、入札執行者が条件付一般競争入札等に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと認める場合

3 入札書の受付締切日時までに前項の規定により紙入札の届出を受理した場合は、入札執行者

は、紙入札業者登録を行うものとする。

(紙入札への変更)

第8条 案件登録の後、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害等のため電子入札システムを使用できない場合または複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合において、障害等の復旧の見込みがないとき(入札執行者が認めた場合に限る。)は、入札執行者は、入札方式を紙入札に変更した上で、電子入札参加者に紙入札に変更することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、速やかに開札予定日時等を入札方式変更通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(電子入札システムによる提出資料等の送信)

第9条 電子入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料等の作成については、入札執行者により指定されたファイルの形式がある場合は、当該指定されたファイルの形式により提出しなければならない。この場合において、電子入札参加者が提出資料等の作成に使用するアプリケーションソフトおよび作成した提出資料等を保存するファイルの形式は、次の各号のアプリケーションソフトに応じ、当該各号に該当する形式としなければならない。

(1) Microsoft Word 拡張子が.docまたは.docxで保存されるもの

(2) Microsoft Excel 拡張子が.xlsまたは.xlsxで保存されるもの

(3) その他入札執行者が適当と認めたもの

2 提出資料等を作成する場合は、当該ファイルの保存時に損なわれる機能を使用してはならない。

3 提出資料等についてファイル圧縮をする場合には、自己解凍方式でないもの(LZH形式またはZIP形式に限る。)としなければならない。

4 提出資料等に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合は、入札執行者は、直ちにファイルの閲覧を中止しなければならない。

5 前項の場合において、入札執行者は、当該ファイルを送信した電子入札参加者と協議の上、再提出させるものとする。ただし、完全にウイルスを駆除することができる場合に限る。

(書面による提出資料等の提出)

第10条 提出資料等のうちに次に掲げるものがある場合は、電子入札参加者は、全ての提出資料等を一括かつ書面により、入札執行者に持参して提出しなければならない。この場合において、当該電子入札参加者は、当該持参する全ての提出資料等の目録をファイル形式で作成し、あらかじめ電子入札システムで送信しておかななければならない。

(1) 提出資料等に係るファイルの容量が2メガバイトを超えるもの

- (2) ウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- (3) 建設工事共同企業体協定書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入札執行者が持参により提出することが必要であると認めるもの

(条件付一般競争入札の競争参加資格確認申請等)

第 11 条 条件付一般競争入札(事後審査型の条件付一般競争入札を除く。次条第 1 項において同じ。)において電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の送信があった場合は、入札執行者は、当該競争参加資格確認申請書および提出資料等または前条の規定により持参された提出資料等の内容を確認し、補正等の必要がない電子入札参加者に競争参加資格確認申請書受付票(別記様式第 4 号)を送信する。

2 第 8 条の規定により紙入札に変更した電子入札参加者および第 7 条第 2 項の規定により紙入札の届出を受理した者(以下これらを「紙入札による参加者」という。)が行う競争参加資格確認申請は、入札執行者が入札の公告において指定する申請書によるものとする。

3 電子入札参加者および紙入札による参加者は、前 2 項の規定による競争参加資格確認申請を取り下げ場合は、書面により入札執行者に届け出なければならない。

(条件付一般競争入札の競争参加資格確認通知)

第 12 条 条件付一般競争入札に係る電子入札参加者への競争参加資格の有無に関する通知は、競争参加資格確認通知書(別記様式第 5 号)を電子入札システムにより送信して行う。

2 前項に規定する場合における紙入札による参加者への通知は、前項の通知書の交付により行うものとする。

(指名競争入札等の指名通知)

第 13 条 指名競争入札に係る電子入札参加者への指名の通知は、電子入札システムにより指名通知書(別記様式第 6 号)を送信して行う。

2 前項に規定する場合における紙入札による参加者への通知は、前項の通知書の交付により行うものとする。

(電子入札の要件等)

第 14 条 電子入札において、代理人による入札は、認めない。

2 電子入札参加者が行う電子入札は、次に掲げる事項を満たすものに限り有効とする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報ならびに電子入札参加者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札書の受付期間内に記録されること。

- (2) 入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明らかであること。
- (3) 入札に使用した I C カードが入札参加資格者名簿に登録された代表者等が取得したものであり、かつ、条件付一般競争入札にあつては、競争参加資格確認申請書の送信に使用したものであること。
- (4) 第 1 回目の入札金額に対応した見積内訳書(条件付一般競争入札にあつては、提出資料等を含む。以下同じ。)に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札書の受付期間内に記録されること。

3 電子入札参加者は、電子入札の手続において次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 入札書には入札に付する事項ごとに必要な事項を入力し、必要なファイルを添付すること。
- (2) 入札書の送信は、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否によりその所要時間に差が生じることを考慮して時間的な余裕を持って作業を行うとともに、入札書の送信後、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札参加者は、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、当該一連の手続において入札執行者が求める必要な手続に即時に対応するとともに、随時、開札の手続の進行状況を確認するよう努めること。

(入札の辞退)

第 15 条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書を送信するまで(入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間に限る。)は、電子入札システムにより辞退届を送信して入札を辞退することができる。

- 2 入札執行者は、入札執行者の電子入札システムの使用に係る電子計算機に辞退届の情報が記録された場合は、当該電子入札参加者に対して辞退届受付票(別記様式第 7 号)を送信するものとする。
- 3 紙入札による参加者は、辞退届を書面で提出することにより入札を辞退することができる。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、電子入札参加者および紙入札による参加者は、他の条件付一般競争入札等の案件を落札したことにより、当該電子入札による条件付一般競争入札等の案件に配置予定であつた技術者を配置できなくなった場合は、開札日時までに入札執行者に辞退届を書面で提出して辞退することができる。

(入札書の受付)

第 16 条 入札執行者は、入札執行者の電子入札システムの使用に係る電子計算機に入札書の情報が記録された場合は、電子入札システムにより当該電子入札参加者に入札書受付票(別記様式第 8 号)を送信する。

2 紙入札による参加者は、入札書および見積内訳書を作成し、「(案件名)入札書在中」と記載した封筒に封入した上で、入札執行者が指定した日時に指定した場所へ持参しなければならない。この場合において、封筒の封じ目には必ず代表者印で封印するものとする。

3 電子入札による条件付一般競争入札等の執行に係る紙入札の手續に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、入札執行者が別に定める。

(入札書受付締切り)

第 17 条 入札書受付締切日時を経過後は、入札書および見積内訳書の送信または提出を受け付けない。

2 地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項の規定により、入札書および見積内訳書を送信し、入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書および見積内訳書の情報が記録された後においては、入札書および見積内訳書を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

3 入札執行者は、入札書受付締切日時を経過後、第 12 条第 1 項および第 13 条第 1 項の規定により競争参加資格確認通知書または指名通知書を送信した全ての電子入札参加者に、電子入札システムにより入札締切通知書(別記様式第 9 号)を送信する。

(見積内訳書の内容の確認)

第 18 条 見積内訳書の内容の確認は、次条第 2 項の規定による開札の手續の開始後、直ちに行う。

2 入札執行者が前項の確認により積算が適正にされていないと認める者は、落札者となることができない。

(開札の実施)

第 19 条 紙入札による参加者がいる場合には、入札執行者は、当該入札執行者以外の職員に立ち合わせて、開札処理を開始する直前に、提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認する。

2 入札執行者は、開札日時の経過後遅滞なく、開札の手續を開始する。この場合において、紙入札による参加者がいる場合は、当該紙入札による参加者の入札書に記載された入札金額およびくじ番号を電子入札システムに入力する。

3 入札執行者は、予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等を入力した上で一括

開札を行う。

(落札決定)

第 20 条 入札執行者は、落札者を決定したときは、彦根市契約規則第 14 条第 1 項の規定により、電子入札参加者および紙入札による参加者(紙入札による参加者にあつては当該落札者である場合に限る。)に落札決定通知書(別記様式第 10 号)により通知するものとする。この場合において、電子入札参加者には電子入札システムによる送信により、紙入札による参加者には書面の送付により通知するものとする。

2 事後審査型の条件付一般競争入札にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が提出した提出資料等により競争参加資格の有無を審査した上で、落札者を決定するものとする。

3 開札結果は、落札者の決定後、当該開札の手續に立ち会った職員が記名押印し、設計図書、契約書等と一括して保管する。

(くじ引きによる落札者の決定)

第 21 条 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価方式の条件付一般競争入札等にあつては、評価値が同じ者)が 2 人以上ある場合は、電子くじによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 入札執行者は、電子入札システムにより入札書を送信した電子入札参加者にあつては入札書を送信する際に入力したくじ番号を基礎として、紙入札による参加者にあつては入札書に記載されたくじ番号を基礎として前項のくじ引きを行うものとする。

3 紙入札による参加者がくじ番号を入札書に記載しなかった場合は、「000(ゼロゼロゼロ)」のくじ番号を選択したものとみなす。

(再度の電子入札)

第 22 条 電子入札の執行回数は、原則として 2 回までとする。

2 第 1 回目の電子入札において落札者となる者がなく、かつ、次条第 2 項第 1 号に規定する電子入札の中止の事由がない場合は、再度の電子入札を執行するものとし、当該第 1 回目の電子入札に参加した電子入札参加者に再入札通知書(別記様式第 11 号)を電子入札システムにより送信する。

3 前項に規定する場合における紙入札による参加者への通知は、同項の通知書の交付により行うものとする。

4 第 15 条から前条までの規定は、再度の電子入札について準用する。この場合において、第 19 条第 2 項中「開札日時の経過後遅滞なく」とあるのは「再度の入札に参加する全ての者が

らの再入札書の提出を確認したときは、直ちに」と読み替えるものとする。

(電子入札の取りやめ等)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札執行者は、当該電子入札の取りやめを決定し、入札した全ての電子入札参加者に取りやめ通知書(別記様式第 12 号)を電子入札システムにより送信するとともに取りやめの処理を行う。

(1) 再度の電子入札において落札者が不在の場合(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する再度の入札に付し落札者が不在ときに該当しない場合に限る。)

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約のに移行しない場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札執行者は、入札の中止を決定し、入札した全ての電子入札参加者に中止通知書(別記様式第 13 号)を電子入札システムにより送信するとともに、中止の処理を行う。

(1) 入札書受付締切日時において不着または辞退により入札者が不在の場合

(2) 条件付一般競争入札において、入札執行者が定める期間に第 10 条第 1 項または第 2 項の規定による競争参加資格確認申請書の提出を行った者が不在の場合

3 前 2 項に規定する場合における紙入札による参加者への通知は、第 1 項または第 2 項の通知書の交付により行うものとする。

(落札決定の保留)

第 24 条 入札執行者は、落札者の決定を保留する必要がある場合は、落札決定の保留通知書(別記様式第 14 号)を当該電子入札に参加した全ての電子入札参加者に送信する。

2 前項に規定する場合における紙入札による参加者への通知は、同項の通知書の交付により行うものとする。

3 第 20 条の規定は、前項の規定による保留後に落札者を決定する場合について準用する。

(契約の相手方)

第 25 条 契約の相手方は、電子入札に使用した I C カードの名義人である者(共同企業体にあつては、当該共同企業体の全ての構成員の代表者等)とする。

(入札情報の公表)

第 26 条 電子入札の手續および契約の過程ならびに契約の内容は、彦根市の建設工事に係る発注の見通し、入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱(平成 13 年 4 月 1 日施行)に基づき公表する。

2 電子入札における入札公告、開札結果および当初の契約内容については、市が設置する入札

情報公開システムにより、インターネットにおいて公表する。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関する手続および運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

別 記

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

彦根市長

日時変更通知書

下記の案件について、日時の変更をしたので通知します。

記

案件番号

案件名称 年度 第 号 工事(委託業務)

執行回数 回目

入札(見積)受付開始日時 年 月 日 時 分

入札(見積)受付締切予定日時 年 月 日 時 分

内訳書開封予定日時 年 月 日 時 分

開札予定日時 年 月 日 時 分

理由

彦根市長

商号または名称

代表者職・氏名

紙入札参加届出書

下記の電子入札について、次の理由により紙で入札したいので届け出ます。
(該当するものにチェックしてください。)

- 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないために彦根市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えないため
- ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしているため
- 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をしているため
- 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障したため
- やむをえない事由があるため
()

記

案件名称 年度 第 号 工事(委託業務)

入札書受付締切日時 年 月 日 時 分

年 月 日

様

彦根市長

競争参加資格確認申請書受付票

下記の案件について、下記の日時に受領いたしました。

記

受領番号

案件番号

案件名称

受付日時

年度	第	号	工事(委託業務)		
年	月	日	時	分	

様式第 5 号(第 12 条関係)

(その 1)

年 月 日

様

彦根市長

競争参加資格確認通知書(事前審査)

先に申請のあった下記の案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

通知書番号	
公告日	年 月 日
案件番号	
案件名称	年度 第 号 工事(委託業務)
入札開始日時	年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	年 月 日 時 分
開札予定日時	年 月 日 時 分
競争参加資格の有無	有
	理由または条件

(その2)

年 月 日

様

彦根市長

競争参加資格確認通知書(事前審査)

先に申請のあった下記の案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

通知書番号		
公告日	年 月 日	
案件番号		
案件名称	年度 第 号 工事(委託業務)	
競争参加資格の有無	無	
	理由または条件	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに、契約監理室へその旨を記載した書面を提出してください。

様

彦根市長

指名通知書

下記案件について、指名競争入札に付するので、参加されるよう通知します。

なお、入札については、彦根市契約規則および彦根市建設工事等電子入札実施要領により執行しますのご承知ください。

記

案件番号

案件名称

年度

第

号

工事(委託業務)

パスワード

入札開始日時

入札書提出締切日時

年 月 日 時 分

内訳書開封予定日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

工期または履行期限

年 月 日から 年 月 日まで

最低制限価格

非公表

備考

理由

内訳書の提示

要

年 月 日

様

彦根市長

辞退届受付票

下記の案件について、下記の日時に辞退届を受領しました。

記

受領番号	年度	第	号	工事(委託業務)
案件番号				
案件名称				
執行回数	回目			
受付日時		年	月	日 時 分

年 月 日

様

彦根市長

入札書受付票

下記の案件について、下記の日時に入札書を受領しました。

記

受領番号

案件番号

案件名称

年度 第 号

工事(委託業務)

執行回数

回目

くじ入力番号

乱数

くじ番号

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

様

彦根市長

入札締切通知書

下記の案件について、下記の日時に入札を締め切りました。

記

案件番号

案件名称 年度 第 号 工事(委託業務)

執行回数 回目

入札締切発行日時 年 月 日 時 分

開札予定日時 年 月 日 時 分

年 月 日

様

彦根市長

落札決定通知書

下記の案件について、次の者に落札を決定したので通知します。

記

案件番号					
案件名称	年度	第	号		工事(委託業務)
開札日時	年	月	日	時	分
落札業者名称					
落札金額					円(税抜き)

年 月 日

様

彦根市長

取りやめ通知書

下記の案件について、執行を取りやめとするので通知します。

記

案件番号	年度	第	号	工事(委託業務)
案件名称				
執行回数		回目		
理由				

年 月 日

様

彦根市長

中止通知書

下記の案件について、入札を中止とするので通知します。

記

案件番号	年度	第	号	工事(委託業務)
案件名称				
執行回数		回目		
理由				

年 月 日

様

彦根市長

保留通知書

下記の案件について、執行を保留するので通知します。

記

案件番号	年度	第	号	工事(委託業務)
案件名称				
執行回数		回目		
理由				